

✿ 共に生き 安心して暮らせる 支え合いのまち はむらの実現 ✿

羽村市社会福祉協議会 会員募集!

羽村市社協はさまざまな福祉活動を行っておりますが、この運営に伴う財源は市民や市内事業所の皆さまからの会費が当協議会活動の根幹をなすものです。市民の皆さまに社協会員となっただけ、はむらの地域福祉活動を支えるため、ぜひご入会をお願いします。

福祉のために何かしたいけど、 忙しくて時間がない...

そんな思いがある方も会費を納めることで財政面からお住いの地域の福祉活動を支えていただくという方法があります。

会員になると何かしなければ ならないの？

会員に特別な役割等はありません。ぜひ、会員になって「地域の支え合い」に参加くださいますようお願いいたします。

皆さまのあたたかい心をどうぞお寄せください!



◎会員は社協で実施しているサービスを受けることができます。

- * 車イス、介護ベッドの貸出し
 - * ふれあいキャリー（福祉有償運送）
 - * あったかホームヘルプサービス（家事援助）
- （注：サービスを受けるためには、それぞれ条件があります。）

～皆様の会費がこのような活動に活かされます～

支え合いと助け合いの地域づくり

- ★小地域ネットワーク活動の推進
- ★見守り・声かけ活動の支援
- ★サロン活動の支援

情報が得やすく、誰もが 相談しやすいしくみづくり

- ★社協だよりなどの発行
- ★地域への情報発信
- ★ふれあい相談事業

一人ひとりに寄り添う支援体制づくり

- ★あったかホームヘルプサービス事業
- ★福祉機器の貸出し事業



誰もが地域課題を「我が事」と捉え、 活動しやすい環境づくり

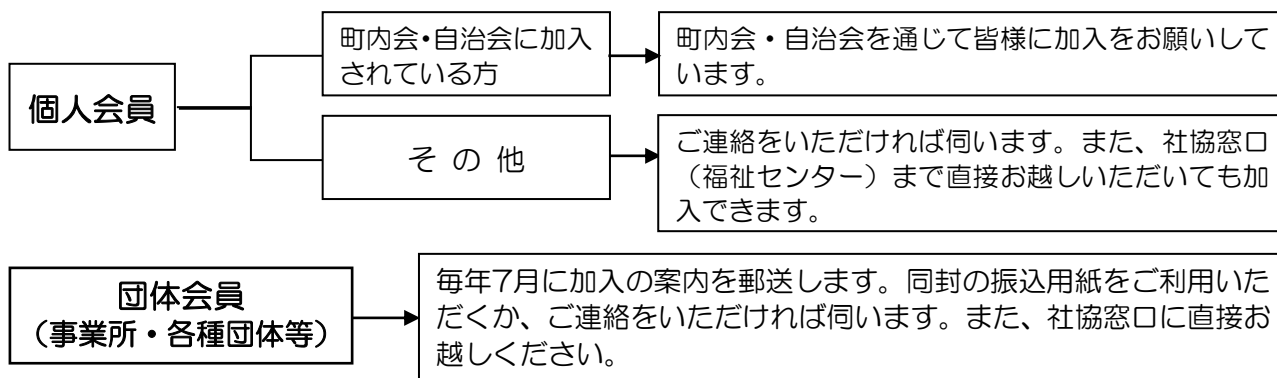
- ★地域福祉推進のための講座・講演会
- ★ボランティア体験事業
- ★地域へ出向いての活動
- ★福祉ボランティア団体への支援

地域の人々とともに歩む社協づくり

- ★福祉大会の開催（功労者の表彰など）
- ★その他調査・研究活動など



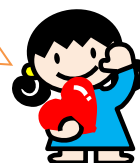
会員のお申込み方法 ※個人会員・団体会員ともに随時受け付けています。



年会費

	正会員	特別会員
個人会員	500 円	1,000 円(1 口)
団体会員	2,000 円(1 口)	5,000 円(1 口)

会費・寄付金は税制上の優遇措置が受けられます。(条件あり)



会員のお申込みに伴い、ご提供いただく個人情報は、法令および当協議会の個人情報保護規程に基づき、適正に管理するとともに、他の目的には使用いたしません。

社会福祉協議会では、さまざまな地域福祉事業を行っております。福祉のことでお困りのことがありましたら、ご相談ください。

子どもの預かりや、送迎を頼みたい	⇒	保育施設等への送迎や、児童の一時預かりなどにより、地域における子育てを支援します。
掃除など、家事援助をしてほしい	⇒	高齢者や障害のある方、ひとり親家庭等を対象に、食事の準備・洗濯・掃除などの支援を行います。
介護が必要な人の外出に送迎を頼みたい	⇒	公共交通機関の利用が困難な障害のある方や高齢者等を対象に、通院や買い物などの外出を支援します。
権利擁護について相談したい	⇒	成年後見制度や権利擁護に関する各種相談事業を実施しています。
生活資金・教育資金など貸付の相談をしたい	⇒	生活福祉資金・緊急小口資金・総合支援資金・受験生チャレンジ支援等、各種貸付相談を行っています。
車いす・介護ベッドを借りたい	⇒	介護保険の認定を受けていない在宅で生活する方を対象に、車いす・介護用ベッドを一時的に貸し出します。
障害福祉サービスの利用について相談したい	⇒	福祉サービスの紹介や利用の支援、サービス等利用計画の作成等、障害福祉に関する相談を行っています。
介護保険のケアプラン作成を頼みたい	⇒	ケアマネジャーが、要介護者等の環境・心身の状況等を把握したうえで、ケアプランを作成します。
ヘルパーを派遣してほしい	⇒	要介護状態であっても、可能な限り自立した生活を送れるよう、身体介護や生活援助を行います。
ボランティアの情報がほしい	⇒	ボランティア情報の提供や、福祉施設などの受け入れ側とのコーディネートを行います。
悩みごとを相談したい	⇒	生活の中から生まれる悩みごとについて、経験を積んだ相談員と一緒に考えます。 (木・金曜日のみ実施)

※各サービスには、ご利用の際の条件があります。詳細は担当にお問い合わせください。